

外貨定期預金 契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。)

この書面をよくお読みください

- ・外貨定期預金とは、外貨預金(本邦通貨以外の外貨建ての預金)のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。

- ・円を外貨にする際(お預入れ時)および外貨を円にする際(お引出し時)には手数料(1米ドルあたり片道1円・往復2円、1豪ドルあたり片道2円・往復4円)がかかります。お預入れおよびお引出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート(お預入れ時)TTBレート(お引出し時)をそれぞれ適用します。したがって、為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料(1米ドルあたり2円、1豪ドルあたり4円)がかかるため、お受取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。
- ・外貨定期預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

当行の概要

- ・商号等 : 株式会社北日本銀行 登録金融機関 東北財務局長(登金)第14号
- ・本店所在地 : 〒020 8666 岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号
- ・加入協会 : 日本証券業協会
- ・資本金 : 77億円(2021年3月31日現在)
- ・主な事業 : 銀行業、登録金融機関業務
- ・設立年月 : 1942年2月
- ・連絡先 : 株式会社北日本銀行 市場運用部
019 653 1111(受付時間:平日9:00から17:00)
またはお取引のある本支店にご連絡ください。

<p>7.お利息</p> <p>(1)適用金利</p> <p>(2)利払方法</p> <p>(3)計算方法</p> <p>(4)税金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お預入れ時の金利を満期日まで適用いたします。 金利についてはお預入れ日、お預入れ期間、お預入れ金額によって異なりますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。 ・満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を1通貨単位としたお預入れ日から満期日前日までの日数について1年を365日とする日割計算です。 ・お利息 利子所得として、法人のお客さまは総合課税（非課税法人のお客さまの場合は非課税）、個人のお客さまは20.315%の源泉分離課税（国税15.315%＋地方税5%）扱いとなります。 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、復興特別所得税が付加されます。 法人のお客さま 2016年1月より法人に係る利子割（地方税）が廃止されたことに伴い、2016年1月1日以降は15.315%（国税）の税率で課税されます。 ・お利息はマル優の対象外となります。 ・為替差益 <法人のお客さま> 総合課税（非課税法人のお客さまの場合は非課税） <個人のお客さま> 為替差益は雑所得として、確定申告による総合課税扱いとなります。 ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要となります。為替差損は他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 ・詳しくは、お客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願いいたします。
--	---

8. 中途解約時のお取扱い	<p>・原則として中途解約はできません。万が一、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、お預入れ日から中途解約日までの適用金利は、中途解約日における当該通貨建ての外貨普通預金金利となります。なお、中途解約にあたっては別途解約コスト（注）がかかる場合があります。その場合、解約元利金から解約コストを差し引いた金額が当初お預入れの元本金額を下回る（元本割れする）可能性があります。</p> <p>（注）解約コスト算出の考え方 中途解約の時点で、当行はその契約上の地位（すなわち、預金契約の権利・義務）を失うことになり、その地位にともなう経済的利益を失うことによる損害を負うこととなります。この場合、当行は、中途解約時点で、この預金と同等の代替の契約を市場（外貨資金市場）にて締結するか、または締結したと仮定した場合に必要な金額（コスト）を、市場実勢相場に基づいて算出し、解約コストとしてお客さまにご負担いただきます。このように解約コストの算出には中途解約時点での市場実勢相場を使用するため、お申込時点で解約コストをお示しすることはできませんが、計算式を簡略化してお示しすると以下の通りになります。</p> $\text{解約コスト} = \text{預金元本金額} \times (\text{中途解約時点での残存期間に対応する市場調達金利} - \text{お預入れ時点での適用金利}) \times \text{残存期間の日数} \div \text{年日数} - \text{預金元本金額} \times (\text{お預入れ時点での適用金利} - \text{中途解約時点での外貨普通預金金利}) \times \text{お預入れ日数} \div \text{年日数}$ （市場調達金利は外貨資金市場などの銀行間レートがベースとなります。また、別途解約コストを円貨でお支払いいただく場合は中途解約日のTTSレートで円換算いたします。）
9. 金利情報の入手方法	<p>・窓口にお問い合わせください。</p>
10. 付加できる特約事項	<p>・ございません。</p>
11. その他参考となる情報	<p>・お預入れ後、為替予約を締結することにより、満期日のお受取り円貨額を事前に確定することができます。ただし、予約締結は、満期日の税引き後元利金全額についてのみのお取扱いとし、元利金の一部のみの予約は、お取扱いできません。なお、一旦締結した為替予約の変更・取消はできません。</p> <p>為替予約は、あくまでも満期日以前に円貨利回りを確定する手段であり、為替予約締結後の為替動向によっては、不利に働くこともあります。</p> <p>自動継続型にお預入れをし、満期日の為替予約を締結された場合には自動継続はされません。</p> <p>・当行における金融商品のお申込の有無は、当行におけるお客さまの他のお取引に一切影響を与えることはありません。</p> <p>・お取引についての最終決定は、お客さまご自身のご判断に基づいてなさいますようお願い申し上げます。</p>
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252 3772</p>
13. 対象事業者となっている認定投資者保護団体	<p>・ございません。</p>
14. お問い合わせ先	<p>・お申しいただいた当行窓口または当行本店へお問い合わせください。 株式会社北日本銀行 市場運用部 019-653-1111（代表）</p>